

第7回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年7月3日(木)
開会 15時00分
閉会 15時24分

2. 場 所 伊万里市役所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	欠	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 2番 山口 光壽

11番 副島 敏和

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	仲尾 鴻佑

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第29号	農地法第5条の申請について
議案第30号	農地法第4条及び第5条の申請について
議案第31号	農地法第3条の申請について
議案第32号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について

8. 報告事項

報告第24号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について
--------	-----------------------------------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は5番中島委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 山口 光壽委員、11番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。 議案第29号 農地法第5条の申請について 2件 議案第30号 農地法第4条および第5条の申請について 2件 議案第31号 農地法第3条の申請について 3件 議案第32号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について 4件</p> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第24号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 471件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第29号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 16番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、17番になります。 図面は6ページから11ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が社員寮及び駐車場・駐輪場として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第29号 については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは16番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	もともと近くに家が建っており、雨水、水関係はそこに流しますとの説明でした。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、17番について担当委員から説明をお願ひします。
担当委員	宅地にまわりに畑がありまして、宅地と農地の3筆を一緒に申請が出ています。区長さんから説明がありました。私も見に行きましたが、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第30号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願ひします。
事務局	議案第30号 2件につきましては、関連しますので、あわせて御説明いたします。 議案は2ページになります。 図面は12ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 4条申請人及び5条譲受人が水路及び進入路を共同で使用するための申請です。 5番の水路については、4条申請人は6番の進入路の雨水を排水するため、5条譲受人は議案第29号16番の一般住宅の雨水を排水するために使用する計画になります。 6番については、議案第29号16番の一般住宅への進入路になります。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第30号 については以上2件です。
議長	それでは5番及び6番について担当委員から説明をお願ひします。
担当委員	5条の16番と関連している土地の進入路と水路とすると聞いています。雨水も問題ないということです。ご審議よろしくお願ひします。
議長	5番及び6番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、農地法第4条及び第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第31号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第31号 3件について御説明いたします。 議案は3ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第31号 については以上3件です。
議長	議案第31号について議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。
○番 委員	買う人が定年退職とかで新たに購入されて、新規で農業をされる人ですか。
事務局	定年退職かどうかはわかりませんが、中古住宅を購入される際に、畑もあったため、その畑を利用して耕作をしようとされているものです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第31号 農地法第3条の申請については許可といたします。 続きまして、議案第32号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第32号 農地中間管理事業について御説明いたします。 議案の4ページに農用地利用集積等促進計画を、5ページから7ページに明細書を掲げております。 貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 面積は田が7,357㎡貸付人4名、借受人4名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。 議案第32号 農地中間管理事業については以上4件です。
議長	議案第32号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第32号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] については申し出のとおり決定します。 議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第24号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。

事務局	<p>報告第24号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、8ページから39ページになります。</p> <p>1番～466番については、昨年8月から10月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。</p> <p>非農地判断をした対象地498筆の所有者に対して、令和7年5月23日付けで「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。</p> <p>その結果、今後農地として復旧し管理するなどの連絡があった農地が23筆ありました。</p> <p>その23筆の農地と「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を送付しましたが、返戻され通知ができていない農地を除いた466筆 241,784.29㎡の農地と6月17日までに非農地の相談があった5筆 16,806㎡の農地を合わせた計471筆258,590.29㎡の農地について、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。</p> <p>報告第24号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第24号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第7回農業委員会会議を閉会します。</p>

